

## 令和4年度 就学援助支給認定申請書兼世帯票

私の世帯は、下記及び添付資料にあるような状況であり、小・中学校に就学させることが困難なため、古賀市就学援助規則に基づき、就学援助の支給の認定を申請します。また、下記の同意・誓約事項について同意・誓約いたします。

申請日:令和 年 月 日

保護者氏名		連絡先電話番号 ( ) -
現住所		

## ◆児童・生徒を含む世帯の状況

氏名	続柄	年齢	職業または学校名・学年
	保護者		

## ◆児童扶養手当受給状況 ( 現在受給中 ・ 受給なし )

※児童扶養手当受給中の方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください(所得課税証明書は省略可)

## ◆世帯の所得状況等について

※令和4年1月1日時点の住所が古賀市外の方は、世帯内の20歳以上(平成14年4月1日以前生まれ)の方全員の所得課税証明書を添付してください。

お住まいの住宅に関して、家賃の支払がある場合は、記入してください。	
月額家賃	円: 民間アパート・借家・市営県営住宅・公団住宅・社宅・持家・その他( )
令和4年4月以降に失業・事業廃止、災害・疾病等の理由により家庭の経済状況が急変した場合は、記入のうえ、証明する書類を提示してください。【施行規則第2条第2号エに該当】	
ア: 世帯の生計を維持する主たる者(氏名: )の 失業・事業廃止( 年 月)による家計急変	
イ: 自宅等の被災( 年 月:地震・火災・風水害)の復旧工事等による家計急変(月額 円支出)	
ウ: 世帯員(氏名: )の疾病による医療費負担(月額平均 円)による家計急変	
※そのことを証明する書類を提示してください。	
その他、特別な事情がある場合は記入してください。	

## 同意・誓約事項

- 当申請書の記載事項は事実に相違ありません。
- 当申請書の記載事項・所得状況(市県民税額、児童扶養手当受給状況等)について調査確認する事に同意します。
- 当申請書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに学校長及び教育委員会に届けます。
- 就学援助費等の請求及び受領については学校長を経由して行います。
- 就学援助費等の過誤受領の場合は教育委員会及び学校長の指示に従い返納します。
- 就学援助費受給対象の給食費・学用品費等については滞納しません。

(市教委確認欄)  
児童扶養手当証書   
所得証明   
家計急変書類

## 令和4年度 就学援助支給認定申請書兼世帯票

私の世帯は、下記及び添付資料にあるような状況であり、小・中学校に就学させることが困難なため、古賀市就学援助規則に基づき、就学援助の支給の認定を申請します。また、下記の同意・誓約事項について同意・誓約いたします。

申請日: 令和4年6月6日

保護者氏名	古賀 花子	連絡先電話番号 (092) 942-1130
現住所	古賀市駅東1-1-1	

## ◆児童・生徒を含む世帯の状況

氏名	続柄	年齢	職業または学校名・学年
古賀 花子	保護者	45	パート(会社名等)
古賀 太郎	父	46	会社員(会社名等)
古賀 市郎	兄	21	大学生
古賀 市太郎	本人	14	古賀中学校 2年生
古賀 花実	本人	11	花鶴小学校 5年生
新宮 町子	祖母	68	無職

児童生徒が、小学校と中学校に在籍している場合は、申請書は1枚提出してください。

## ◆児童扶養手当受給状況 ( 現在受給中 ・ 受給なし )

※児童扶養手当受給中の方は、児童扶養手当証書の写しを添付してください(所得課税証明書は省略可)

## ◆世帯の所得状況等について

※令和4年1月1日時点の住所が古賀市外の方は、世帯内の20歳以上(平成14年4月1日以前生まれ)の方全員の所得課税証明書を添付してください。

お住まいの住宅に関して、家賃の支払がある場合は、記入してください。	
月額家賃	0 円: 民間アパート・借家・市営県営住宅・公団住宅・社宅・持家・その他( )
令和4年4月以降に失業・事業廃止、災害・疾病等の理由により家庭の経済状況が急変した場合は、記入のうえ、証明する書類を提示してください。【施行規則第2条第2号エに該当】	
ア: 世帯の生計を維持する主たる者(氏名: )の 失業・事業廃止( 年 月)による家計急変	
イ: 自宅等の被災( 年 月:地震・火災・風水害)の復旧工事等による家計急変(月額 円支出)	
ウ: 世帯員(氏名: )の疾病による医療費負担(月額平均 円)による家計急変	
※そのことを証明する書類を提示してください。	
その他、特別な事情がある場合は記入してください。	

## 同意・誓約事項

- 当申請書の記載事項は事実に相違ありません。
- 当申請書の記載事項・所得状況(市県民税額、児童扶養手当受給状況等)について調査確認する事に同意します。
- 当申請書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに学校長及び教育委員会に届けます。
- 就学援助費等の請求及び受領については学校長を経由して行います。
- 就学援助費等の過誤受領の場合は教育委員会及び学校長の指示に従い返納します。
- 就学援助費受給対象の給食費・学用品費等については滞納しません。

(市教委確認欄)  
児童扶養手当証書   
所得証明   
家計急変書類